

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

(昭和五十一年八月二日)

(厚生省令第三十六号)

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ九第六項(同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。)、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第七十四条第三項、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十三条の二(同法第十七条第五項及び第十七条の六において準用する場合を含む。))において準用する健康保険法第四十三条ノ九第六項、日雇労働者健康保険法施行令(昭和二十八年政令第三百三十一号)第五条第三項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ五(同法第三十一条ノ二第七項において準用する場合を含む。))において準用する健康保険法第四十三条ノ九第六項、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三条の二第三項、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八十四条、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四十三条、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十三条、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第二十二條、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第四十一条、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二十九条及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第九条の六の規定に基づき、並びに身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)及び母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を次のように定める。

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

(昭五八厚令三・改称)

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求)

第一条 保険医療機関、特定承認保険医療機関、老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)第十八条第一項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局、同項各号に掲げる薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療(入院時食事療養費及び特定療養費の支給を含む。以下「老人医療」という。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出しなければならない。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の九第二項の医療に係る療育の給付

- 二 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十八条第一項の自立支援医療費の支給
  - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
  - 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十五条の医療扶助
  - 五 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十四条第一項又は第三十五条第一項により費用の負担が行われる医療に関する給付
  - 六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
  - 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十条の医療の給付又は同法第十八条の一般疾病医療費の支給
  - 八 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十条の療養の給付又は同法第二十条の更生医療の給付
  - 九 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条の養育医療の給付
  - 九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
  - 九の三 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第四条第一項の医療費の支給
  - 十 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるもの
- 2 前項の場合において、保険医療機関又は保険薬局は、老人医療に関する費用の請求をしようとするときは、老人保健法施行規則第十五条の規定により患者から提示された被保険者証等によりその者に係る保険者番号及び被保険者証等の記号番号を診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の所定の欄に記載するものとする。
- 3 第一項の場合において、厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

(昭五八厚令三・昭五九厚令九・昭五九厚令五〇・昭六〇厚令四・昭六二厚令五・昭六三厚令一八・昭六三厚令二九・平二厚令四七・平六厚令六七・平七厚令三三・平七厚令四七・平一〇厚令八六・平一〇厚令九九・平一二厚令一二七・平一五厚令一五・平一八厚令三〇・平一八厚令四六・平一八厚令七八・一部改正)

(診療報酬請求書等の様式)

第二条 前条第一項の診療報酬請求書、診療報酬明細書、調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書の様式は、次の表の区分による。

診療報酬請求書(国民健康保険の被保険者に係るものを除く。)	様式第
	一

診療報酬明細書(様式第三又は様式第九に係るものを除く。)		様式第二
診療報酬明細書(歯科に係るものに限る。)		様式第三
調剤報酬請求書(国民健康保険の被保険者に係るものを除く。)		様式第四
調剤報酬明細書		様式第五
診療報酬請求書(国民健康保険の被保険者に係るものに限る。)	光ディスク等を用いた請求を行わない場合	様式第六
	光ディスク等を用いた請求を行う場合	様式第七
調剤報酬請求書(国民健康保険の被保険者に係るものに限る。)		様式第八
診療報酬明細書(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第百三十八号)(第一項各号のいずれかに該当するものを除く。))により算定する場合に限る。)		様式第九

(平八厚令七〇・全改、平一四厚労令二四・平一五厚労令二四・平一八厚労令六四・一部改正)

(光ディスク等を用いた請求)

第三条 保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の規定にかかわらず、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、同項の診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に代えて、これらに記載すべき事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することができる。

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する手続による請求(以下「光ディスク等を用いた請求」という。)を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る審査支払機関に提出しなければならない。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
- 二 光ディスク等に第一項の記録を行うために使用するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。)の名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び当該光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月
- 三 その他厚生労働大臣が定める事項

3 保険医療機関又は保険薬局は、光ディスク等に第一項の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行おうとするときを除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る審査支払機関に提出しなければならない。

一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地

二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称

三 変更後のプログラムを使用して記録した光ディスク等を用いた請求を始めるようとする年月

四 その他厚生労働大臣が定める事項

4 第一項の場合において、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

(平三厚令五一・追加、平六厚令六七・旧第三条線下・平八厚令七〇・旧第四条線下、平一一厚令一〇四・平一二厚令一二七・平一八厚令一一一・一部改正)

(診療報酬請求書等の提出日)

第四条 第一条第一項の診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

2 光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該光ディスク等は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

(昭五八厚令三・一部改正、平三厚令五一・旧第三条線下、平六厚令六七・旧第四条線下・平八厚令七〇・旧第五条線下、平一八厚令一一一・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 昭和五十一年十月一日前に行われた療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織の使用による療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求の特例)

第四条 厚生労働大臣が指定した保険医療機関又は保険薬局(以下「指定保険医療機関等」という。)は、第一条第一項の規定にかかわらず、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金その他厚生労働大臣が指定する審査支払機関(以下「指定審査支払機関等」という。)に対して、電子情報処理組織(指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、指定保険医療機関等の使用に係る電子計算機と

を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用を請求することができる。

2 前項の規定により療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用を請求しようとする指定保険医療機関等は、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うものとする。

3 前項の場合において、指定保険医療機関等は、老人医療に関する費用の請求をしようとするときは、同項の厚生労働大臣が定める事項のほか、老人保健法施行規則第十五条の規定により患者から提示された被保険者証等によりその者に係る保険者番号及び被保険者証等の記号番号を同項のファイルに記録するものとする。

4 第二項の場合において、療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を同項のファイルに記録しなければならない。

(平一八厚労令一一一・追加)

(電子情報処理組織の使用による療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求日)

第五条 電子情報処理組織の使用による療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求(以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。)は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定審査支払機関等に到達したものとみなす。

(平一八厚労令一一一・追加)

(電子情報処理組織の使用による請求の開始等の届出)

第六条 指定保険医療機関等は、電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る指定審査支払機関等に提出しなければならない。

一 指定保険医療機関等の名称及び所在地

二 指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月

三 その他厚生労働大臣が定める事項

2 指定保険医療機関等は、指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行おうとするときを除く。)は、あらかじめ、

次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る指定審査支払機関等に提出しなければならない。

一 指定保険医療機関等の名称及び所在地

二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称

三 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求を始めるようとする年月

四 その他厚生労働大臣が定める事項

(平一八厚労令一一一・追加)

附 則 (昭和五二年一月一六日厚生省令第五一号)

- 1 この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。
- 2 昭和五十三年一月一日前に行われた療養の給付に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年二月一三日厚生省令第四号)

- 1 この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。
- 2 昭和五十三年二月一日前に行われた療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年二月二一日厚生省令第六号)

- 1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年三月一日前に行われた療養の給付に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年六月一九日厚生省令第四六号)

- 1 この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年六月一日前に行われた療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年一月三一日厚生省令第三号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 昭和五十八年二月一日前に行われた療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年二月二九日厚生省令第九号)

- 1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十九年三月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年九月二二日厚生省令第五〇号)

- 1 この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。
- 2 昭和五十九年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年二月二一日厚生省令第四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月二六日厚生省令第五号)

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 昭和六十年三月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二七日厚生省令第一三号)

1 この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

2 昭和六十一年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年一月二一日厚生省令第五号)

1 この省令は、昭和六十二年二月一日から施行する。

2 昭和六十二年一月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年三月二六日厚生省令第一八号)

1 この省令は、昭和六十三年五月一日から施行する。ただし、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 昭和六十三年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三項の規定は、昭和六十三年六月一日以降の調剤に係る調剤報酬明細書について適用する。

附 則 (昭和六三年四月八日厚生省令第二九号) 抄

1 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年七月一日)から施行する。

附 則 (昭和六三年六月七日厚生省令第四二号)

1 この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

2 昭和六十三年六月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年二月一六日厚生省令第五号)

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

5 第六十三条から第六十五条までの規定による改正後の省令の規定にかかわらず、診療録、歯科診療録及び処方せん並びに療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二年三月二六日厚生省令第一〇号)

1 この省令は、平成二年五月一日から施行する。

2 平成二年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年八月一日厚生省令第四七号) 抄

1 この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(附則第一条ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(平成二年八月二十五日)から施行する。

附 則 (平成三年九月二七日厚生省令第五一号) 抄

1 この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

(平一三厚労令二〇三・旧第一条第一項・一部改正)

2 平成三年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

(平一三厚労令二〇三・旧第一条第二項・一部改正)

附 則 (平成三年一二月二六日厚生省令第六〇号)

1 この省令は、平成四年二月一日から施行する。

2 平成四年一月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月二三日厚生省令第一三三号)

1 この省令は、平成四年五月一日から施行する。

2 平成四年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月一一日厚生省令第二〇号)

1 この省令は、平成五年五月一日から施行する。

2 平成五年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号)及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(昭和五十八年一月厚生省告示第十五号)に規定する療養病棟に収容されている患者以外の患者に係る費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成六年三月二九日厚生省令第一六号)

- 1 この省令は、平成六年五月一日から施行する。
- 2 平成六年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成六年一〇月一四日厚生省令第六七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成六年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年一二月二七日厚生省令第七九号)

- 1 この省令は、平成七年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令及び療養取扱機関の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成三年厚生省令第五十一号。以下「改正省令」という。)附則第二条第一項の規定に基づき厚生大臣の指定を受けている保険医療機関にあっては、この省令による改正後の改正省令附則第二条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関とみなす。

(平一ニ厚令一二七・一部改正)

附 則 (平成七年三月二八日厚生省令第一九号)

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月一五日厚生省令第三三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成七年六月三〇日厚生省令第四七号) 抄

- 1 この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成八年四月一二日厚生省令第二三号)  
(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成八年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成八年一二月二四日厚生省令第七〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成九年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙を添えて行う療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成九年八月二五日厚生省令第六三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成九年九月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日厚生省令第八六号)

この省令は、平成十年十一月一日から施行する。ただし、第二条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月二八日厚生省令第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二八日厚生省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平一三厚労令二〇三・旧第一条・一部改正)

附 則 (平成一二年三月三一日厚生省令第八三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄  
(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一二月一三日厚生省令第一四四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 平成十三年一月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

- 2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一三年三月二三日厚生労働省令第三〇号)

- 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 平成十三年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一三年一〇月一日厚生労働省令第二〇三号)

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月八日厚生労働省令第二四号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月三〇日厚生労働省令第六七号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成十四年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一四年九月一二日厚生労働省令第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成十四年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

- 2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一三日厚生労働省令第二四号)  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月一七日厚生労働省令第三六号)

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六五号)  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成十六年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求並びに指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 3 厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養又は医療に要する費用の額の算定方法(平成十六年厚生労働省告示第百五号)第三項又は第四項の規定に基づき、療養又は医療に要する費用の額の算定について、廃止前の厚生労働大臣の指定する保険医療機関の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成十年厚生省告示第二百四十七号)又は厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成十年厚生省告示第二百五十号)の例によることができる場合における療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一八年三月一〇日厚生労働省令第三〇号)  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成十八年四月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月二四日厚生労働省令第四六号)

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日厚生労働省令第六四号)

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一〇日厚生労働省令第一一一号)  
(施行期日)

第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三条第四項の改正規定は平成十八年四月分の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求から、第三条第一項の改正規定(「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書」を「診療報酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改める部分に限る。)は別に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

様式第一(一)(第二条関係)

(平一八厚労令六四・全改)

(略)

様式第一(二)(第二条関係)

(平一五厚労令三六・全改)

(略)

様式第一(三)(第二条関係)

(平一五厚労令三六・全改)

(略)

様式第二(一)(第二条関係)

(平一八厚労令六四・全改)

(略)

様式第二(二)(第二条関係)

(平一八厚労令六四・全改)

(略)

様式第三(第二条関係)

(平一八厚労令六四・全改)

(略)

様式第四(第二条関係)  
(平一五厚労令三六・全改)  
(略)

様式第五(第二条関係)  
(平一八厚労令六四・全改)  
(略)

様式第六(第二条関係)  
(平一八厚労令六四・全改)  
(略)

様式第七(第二条関係)  
(平一五厚労令三六・全改)  
(略)

様式第八(第二条関係)  
(平一五厚労令三六・全改)  
(略)

様式第九(第二条関係)  
(平一八厚労令六四・全改)  
(略)

[次の省令は、未施行]

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(抄)

(平成十八年四月十日)

(厚生労働省令第百十一号)

第一条 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書」を「診療報酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改める。

第二条 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出しなければならない。」を「厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電

子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。」に改め、同条第二項中「請求をしようとするときは」の下に「、同項の厚生労働大臣が定める事項のほか」を加え、「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の所定の欄に記載」を「同項のファイルに記録」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には」を「療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には」に、「資料を添付」を「情報を同項のファイルに記録」に改める。

第二条を次のように改める。

(電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求日)

第二条 電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求(以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。)は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

第三条の見出しを「(電子情報処理組織の使用による請求の開始等の届出)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項に規定する手続による請求(以下「光ディスク等を用いた請求」という。)を始めようとするときは、」を「電子情報処理組織の使用による請求を始めようとするときは、」に改め、「記載した届書を、」を削り、「提出しなければならない。」を「届け出なければならない。」に改め、同項第二号中「光ディスク等に第一項」を「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条」に、「当該光ディスク等を用いた請求」を「電子情報処理組織の使用による請求」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「光ディスク等に第一項」を「審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条」に、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用」を「療養の給付費等」に改め、「記載した届書を、」を削り、「提出しなければならない。」を「届け出なければならない。」に改め、同項第三号中「記録した光ディスク等を用いた請求」を「電子情報処理組織の使用による請求」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四条を次のように改める。

(療養の給付費等の請求の代行)

第四条 前三条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが療養の給付費等の請求の事務を代行する場合について準用する。この場合に

において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)」で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求の代行を行うもの(以下「事務代行者」という。)を介して費用を請求」と、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「厚生労働大臣の」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の」と、同条第二項中「老人医療」とあるのは「事務代行者を介して老人医療」と、「同項のファイル」とあるのは「事務代行者を介して同項のファイル」と、同条第三項中「請求を行う」とあるのは「請求を事務代行者を介して行う」と、「同項の」とあるのは「事務代行者を介して同項の」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする場合にあつては審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合にあつてはその年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「を変更」とあるのは「を事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。附則中第四条及び第五条を次のように改める。

(電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置)

第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求(療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。)又は光ディスク等を用いた請求(療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下

「光ディスク等」という。)を提出することにより請求することをいう。以下同じ。)を行うことができる。

<p>一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ(療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。)を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つているもの又はレセプト文字データ変換ソフト(レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>平成二十一年三月三十一日</p>
<p>二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求</p>	
<p>三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>平成二十二年三月三十一日</p>
<p>四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	
<p>五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものに限る。)</p>	<p>平成二十三年三月三十一日</p>
<p>六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求(次号及び第八号に掲げるものを除く。)</p>	
<p>七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日</p>

八 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものに限る。)

2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

(書面による請求)

第五条 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求によつて老人医療に関する費用の請求をしようとするときは、老人保健法施行規則第十五条の規定により患者から提示された被保険者証等によりその者に係る保険者番号及び被保険者証等の記号番号を診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の所定の欄に記載するものとする。

2 書面による請求を行う場合において、厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則第六条の見出しを「(光ディスク等を用いた請求)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「電子情報処理組織の使用による請求」を「光ディスク等を用いた請求」に、「指定審査支払機関等」を「審査支払機関」に改め、同項第一号中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に改め、同項第二号中「指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録」を「光ディスク等に附則第四条第一項の記録(療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて行う記録をいう。以下同じ。)」に、「電子情報処理組織の使用による請求」を「当該光ディスク等を用いた請求」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「指定審査支払機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに附則第四条の記録」を「光ディス

ク等に附則第四条第一項の記録」に、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用」を「療養の給付費等」に、「指定審査支払機関等に」を「審査支払機関に」に改め、同項第一号中「指定保険医療機関等」を「保険医療機関又は保険薬局」に改め、同項第三号中「電子情報処理組織の使用による請求」を「記録した光ディスク等を用いた請求」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

4 光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該光ディスク等は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附 則 （平成一八年四月一〇日厚生労働省令第一一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第三条第四項の改正規定は平成十八年四月分の療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求から、第三条第一項の改正規定（「診療報酬明細書又は調剤報酬明細書」を「診療報酬請求書及び診療報酬明細書又は調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書」に改める部分に限る。）は別に定める日から施行する。